

神戸市告示第166号

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和7年6月12日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区宝田町2丁目1番1の一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
ふっ素及びその化合物

別図

